

整理番号：2-3

提言題名：ゴミやタバコのポイ捨てや歩きタバコと路上駐車について

### 【提言要旨】

場所は取手駅東口の●付近やその裏路地（居酒屋が集中しているところ付近）で、生ゴミやタバコのポイ捨てや歩きタバコがかなり目立ちます。また路駐の車は業者さんや店の関係者さんなんではないでしょうか。一時的ならまだしもずっと駐車しているのはどうなのでしょう。

また●さんの反対側の外国のお店（名前が分からない）の方は店前にタバコのポイ捨てをしているのを何度も目にしました。自分のお店だからといってポイ捨てをしていい理由にはなりません。

町が汚れたり、歩きタバコは特に危険です。まずは見回り、改善されないのなら罰金制度などをされた方が良くと思います。

看板などを取り付けてもマナー違反はなくなるとは思えませんので、もう少し厳しい措置を考えていただきたいです。

ご検討お願いいたします。

（令和8年3月受付）

### 【回答要旨】

#### 1. ゴミやタバコのポイ捨てや歩きタバコについて

取手市では、清潔できれいなまちづくりを推進するために「取手市まちをきれいにする条例」を施行しています。この条例のもと、歩行中の喫煙や、たばこのポイ捨てを防ぐため、広報誌や路上キャンペーン、定期的な駅前清掃活動を通じて、市民のマナーやモラルの向上に努めています。

しかしながら、マナー順守を促すことはできても、違反行為を完全になくすことは難しく、その対応には苦慮しています。特に駅周辺では歩行中の喫煙が多く見受けられるため、喫煙所への誘導案内を設置し、喫煙所の利用促進を進めています。今後は外国人対応として、多言語による案内表示等の周知啓発に努めてまいります。

また、近隣自治体の条例を参考にしながら、市民の皆様がより快適に暮らせるまちとなるよう、庁内で連携を図りつつ検討を進めてまいります。

これからも、市の環境行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（環境対策課 令和8年3月回答）

## 2. 路上駐車について

今回、●様よりご要望いただきました路上駐車につきましては、警察が取り締まる案件となりますので、警察へご要望内容を伝えさせていただきます。

また、今回の要望内容には茨城県で管理をしている県道も含まれますので、このようなご要望があった旨を茨城県へお伝えさせていただきます。

何かご不明な点等がございましたらご連絡ください。よろしくお願いたします。

(管理課 令和8年3月回答)